

資金供給円滑化信用保証協会等補助金等により造成した基金を補助の目的外に使用

1件 不当金額(支出) 455万円

1 補助事業の概要

制度改革促進基金造成事業は、中小企業が必要とする事業資金の融通を円滑にするために、信用保証協会が、国から資金供給円滑化信用保証協会等補助金等の交付を受けて、金融機関が融資額の一定のリスクを負担する責任共有制度による保証を行ったことにより生じた協会の損失等を優先的に処理するための制度改革促進基金(促進基金)を造成したものである。

協会は、中小企業者が金融機関から受ける融資について、信用保証協会法に基づきその債務を保証する信用保証を行っており、信用保証付融資を受けた中小企業者が債務不履行に陥った場合、当該中小企業者に代わって金融機関に債務を弁済(代位弁済)することにより中小企業者に対して求償権を取得することとなる。そして、協会は、当該求償権の回収を行うが、このうち回収不能と認められるものなどについては、各協会の求償権の償却基準に基づき償却している。

前記の責任共有制度は、信用保証付融資において、従来、金融機関の行う融資の全額を保証することで協会が原則100%負担していた信用リスクについて、^(注1)金融機関が一定のリスクを負担することとした制度であり、金融機関が部分保証方式と負担金方式のいずれかを選択することになっている。このうち負担金方式が選択された場合、協会は金融機関の行う融資の全額を保証するが、金融機関が過去の代位弁済率等に基づき協会に一定の負担金を支払うことにより、金融機関が信用リスクの一部を負担することになっている。

中小企業庁が定めた制度改革促進基金事務取扱要領によれば、協会は、平成19年10月1日以降に行なった負担金方式による責任共有制度による保証から生じた求償権(求償権補てん金の額等)を控除したもの。「負担金方式の求償権」の償却を行なった総額の1/2の額を限度として、協会の損失を補填するために、促進基金を取り崩すことなどとされている。

(注1) 信用リスク 融資先の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少し又は消滅することにより損失を被るリスク

(注2) 求償権補てん金 協会と株式会社日本政策金融公庫との間で締結された保険契約に基づき、代位弁済が発生した場合に協会が同公庫から受領した保険金等

2 検査の結果

福島県信用保証協会は、29年度に1億6226万円を促進基金から取り崩しており、このうち1億5854万円は、負担金方式の求償権の償却202件(償却額計3億1708万円)に係る取崩しであるとしていた。

しかし、同協会は、負担金方式の求償権の償却額を集計する際に、同協会の信用リスクの負担割合が100%であって負担金方式による責任共有制度による保証に該当せず、取崩しの対象とならない保証から生じた求償権の償却5件(償却額計910万円)を誤って含めていた。

したがって、前記の償却202件から促進基金の取崩しの対象とはならない5件を除いた197件(償却額計3億0798万円)に係る適正な促進基金の取崩額を算定すると1億5399万円となり、前記促進基金の取崩額1億5854万円との差額455万円が、補助の目的外に使用されていて、不当と認められる。

部局等	補助事業者 (事業主体)	補助事業	年度	基金使用額	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認める 基金使用額	不当と認める 国庫補助金相 当額
東北経済産業局	福島県信用保証協会	制度改革促進基金造成	平成29	円 1億6226万	円 1億6226万	円 455万	円 455万